○国土交通省告示第七百四十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年七月十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4648号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	ＴＫ－3000型	高階救命器具株式会社	ベルトの仕様を変更したものを追加
第5046号	小型船舶用浮力補助具	ＴＫ－ＶＴ01型	〃	①本体にフードを追加 ②本体にフードと両袖を追加
第5047号	小型船舶用浮力補助具	ＴＫ－27型	〃	覆布使用生地の追加

○国土交通省告示第七百四十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十五年七月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

㈠　登録番号　4

㈡　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人全国コンクリート圧送事業団体連合会

㈢　変更後の登録基幹技能者講習事務を行う事務所の所在地

東京都千代田区神田須田町一丁目十三番地（藤野ビル７階）

㈣　変更年月日　平成二十五年七月一日

○国土交通省告示第七百四十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

三カ中「土浦市城北町十六番十八号」を「つくば市苅間千二百二十六番地」に改め、三タ中「六十七番地一」を「二百六番地」に改める。

○国土交通省告示第七百四十六号

航空法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年国土交通省令第五十六号）附則第三条の規定に基づき、航空法施行規則第百五十条第四項の規定により航空機用救命無線機を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が定めるもの及び当該航空機が同項の規定にかかわらず航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

航空法施行規則第百五十条第四項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する航空機用救命無線機を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が定めるもの及び当該航空機が同項の規定にかかわらず航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示

航空法施行規則第百五十条第四項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する航空機用救命無線機を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が定めるもの及び当該航空機が同項の規定にかかわらず航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示（平成二十年国土交通省告示第八百四号）の一部を次のように改正する。

「航空機用救命無線機を装備したものに限る。」の下に「以下同じ。」並びに衝撃により自動的に作動する航空機用救命無線機であってハネウェル式一一五二六八二―二型及び同式一一五二六八二―三型以外のものを装備することが困難な航空機（衝撃により自動的に作動する航空機用救命無線機以外の航空機用救命無線機を一以上装備するものに限る。以下同じ。）を加え、「当該」を「これらの」に改め、「装備しなくてよい期間は、」の下に「自衛隊が使用する航空機にあっては」を、「当分の間と」の下に「し、衝撃により自動的に作動する航空機用救命無線機であってハネウェル式一一五二六八二―二型及び同式一一五二六八二―三型以外のものを装備することが困難な航空機にあっては平成二十五年七月十九日から当分の間と」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年七月十九日から適用する。

○関東地方整備局告示第三百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都及び首都高速道路株式会社

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百十二号東京都市計画道路事業都市高速道路中央環状品川線

三　事業施行期間　自平成十八年六月二十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第三百四十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月二十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　23

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社安心確認検査機構

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	春日　均
変更後	滑川　浩一、安　智範

(2)　変更年月日

平成二十五年六月二十四日